（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所　運営規程

認知症高齢者グループホーム沼木敬寿園

第１章　総則

（規程の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人敬寿会が設置運営する、認知症高齢者グループホーム沼木敬寿園（以下「施設」という。）の運営方針、従業者の職種、員数及び職務内容、利用者の処遇方法、利用者が守るべき法律、並びに施設の管理その他必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の目的）

第２条　利用者のこれまでの生き方を尊重するとともに、生活機能の維持向上を図り身体状況の低下を防いで重症化を予防軽減し、安心してその人らしい生活を送ることができる環境を提供する。

２　利用者が共同生活を通して、持っている能力を発揮できることを目指す。

３　利用者が地域の一員として生活することを目指す。

４　利用者と家族などの結びつきを大切にし、人間関係豊かな生活を過ごせることを目指す。

５　利用者の認知症を緩和し、生活の質を高める支援を図るとともに、共同生活者の一員となることを目指した従業者としての研修を計画的に行う。

（運営方針）

第３条　プライバシーの保護、自主性の尊重、自立支援、個別援助を基本とし、健康で楽しい生活を送れるよう支援する。

（事業所の名称等及び利用定員）

第４条　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　認知症高齢者グループホーム沼木敬寿園

（２）　所在地　山形県山形市大字沼木６９

（３）　定　員　各ユニット９人・合計１８人

第２章　従業者の職種、員数及び職務内容

（従業者の職種等）

第５条　施設に次の従業者を置く。

（１）管理者（常勤・兼務）　１名

（２）計画作成担当者（介護支援専門員等　常勤・兼務）　１名以上

（３）介護従業者　１２名以上

２　従業者は、業務に支障のない限りにおいて兼務も可とし、施設長が必要と認めた場合、前項の規程にかかわらず、嘱託又は、臨時職員を置くことができる。

（職務内容）
第６条　前条に掲げる職種の業務分掌は、重要事項説明書４施設の概要（3）従業者の勤務体制に定める。

（従業者の心得）
第７条　従業者は、施設の目的と運営方針及び社会福祉の公共性に則り従業者全体が協力して職務の遂行に努めなければならない。
２　利用者に対しては、公正を旨とし、常に深い理解と愛情をもって接遇し、相互の融和と協力の下に利用者に快適な生活環境の確保に努めなければならない。

（秘密保持）
第８条　従業者は、在職中及び退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者の家族に関する秘密を洩らさないものとする。
２　施設は、山形市等、各関係機関との連絡調整において利用者の個人情報を用いる場合いは利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

第３章　入居及び退居

（利用対象者）
第９条　要支援２以上で概ね６５歳以上の中程度の認知症高齢者（６５歳未満であっても初老期認知症に該当するものを含む。）であって、次のいずれにも該当するものとする。
（１）　認知症の診断を受けていること。
（２）　家庭環境等により、家庭での介護が困難なものであること。
（３）　概ね身辺の自立ができており、共同生活を送ることの支障がないこと。
(極端な暴力行動や自傷行為があるなど共同生活を送る事が難しい者は除く。)

（入　居）
第１０条　入居を希望する者は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。
（１）　入居申込書（様式第１号）
（２）　介護保険証の写し
（３）　健康診断書
２　管理者は、入居申込者に対し、法令等に定める基準に基づき入居の可否を判断し、入居の申込があった日から１０日以内に入居の可否を通知しなければならない。
３　入居の決定は、入居希望者と管理者の利用契約書の取り交わしにより成立する。
この場合、管理者はこの規程について利用者に説明しなければならない。
４　入居の際は、「人生のあゆみ」、「入居当日に持ってきていただくもの」記載のものを持参しなければならない。

（(介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成）
第１１条　管理者は、計画作成担当者に介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
２　計画作成担当者は、サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置

かれている状況並びに家族等の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を個別に作成する。

3　計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

4　計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、計画を利用者に交付するものとする。

5　計画作成担当者は、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なうものとする。

6　計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、常に介護計画の実施状況及び利用者の様態等の変化等の把握を行い、必要時に応じて介護計画の変更を行うものとする。

7　計画作成担当者は、介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録するものとする。

（利用料その他の費用の額）

第１２条　（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受理サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2　前項の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

（別紙　重要事項説明書　料金表）

（１）施設維持管理費

（２）光熱水費

（３）教養費

（４）日用品費

（５）食費（おやつ代を含む）

3　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は、家族同意を得るものとする。

（退　居）

第１３条　１ヶ月以上の入院加療が必要になった場合及び死亡の際は、退居するものとする。

第４章　生活の規律

（専用居室）

第１４条　専用居室は、現状のまま使用する。

2　専用居室の清掃、日常的な維持管理は利用者及び従業者が協力して行う。

3　利用者が故意又は重大な過失により専用居室を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

4　身体状況の変化等により、居室内の模様替え等を必要とするときは、あらかじめ管

理者の承認を得なければならない。
この場合、原則として退居時に原状に回復するものとする。

（共用施設・設備）
第１５条　共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用する。
２　共用施設・設備の清掃、維持管理は利用者及び従業者が協力して行う。
３　利用者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

（起床・就寝）
第１６条　起床・就寝の時間はとくに定めない。

（外出・外泊）
第１７条　外出・外泊するときは、事前に行先と帰園予定日時を管理者に届出るものとする。

第５章　便宜供与

（食事の提供）
第１８条　施設は、利用者に対し毎日３回食事の提供を行う。

（入　浴）
第１９条　利用者は、従業者の介助のもと週２回以上入浴することができる。

（緊急時の対応）
第２０条　利用者は、身体の状況の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、いつでも従業者の対応を求めることができる。
２　従業者は、利用者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
３　従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡するとともに、利用者があらかじめ届け出ている近親者等緊急連絡先へも速やかに連絡するものとする。

第６章　安全管理及び災害防止

（衛生管理等）
第２１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
２　食中毒及び感染症が発生した場合、蔓延しないように次に掲げる通り必要な措置を講じる。

（１）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
（４）食中毒及び感染症を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、綿密な連携を保つ。

（夜間の管理）
第２２条　夜間は各階に従業者１名を配置し、夜間における介護の他、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。

（事故発生時の対応）
第２３条　事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関へ搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、事故の状況の記録、及び再発防止策に努めその対応について協議する。

２　事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

（非常災害対策）
第２４条　施設は、提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
２　従業者は常に災害防止と利用者の安全確保に努めなければならない。
３　災害時の訓練として、総合防災訓練、水害訓練、夜間想定訓練、緊急連絡網訓練を行う。

（防火管理者）
第２５条　管理者は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第８条第１項に定める防火管理者を定めなければならない。
２　防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）　消防計画の作成に関すること。
（２）　消火、通報及び避難の訓練実施に関すること。
（３）　消防用設備等の点検整備に関すること。
（４）　火気使用又は取扱の指導監督に関すること。
（５）　その他防火管理上必要な業務に関すること。

（業務継続計画の策定）
第２６条　事業所は、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、地域の消防団や地域住民との連携を図りながら、年２回

以上定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。
2　事業所は、利用者に対するサービス提供中の非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し避難等迅速適切な措置を講ずる。業務継続計画の周知及び見直しを行う。
3　事業所は、感染症(新型コロナウイルス感染症等)や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの継続的な実施をするための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を次の通り策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シュミレーション)を年２回以上実施し、記録するものとする。
4　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
5　感染症(新型コロナウイルス感染症等)に係る業務継続計画
（１）平時からの備え
(体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等)
（２）初動対応
（３）感染拡大防止体制の確立
(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
6　災害に係る業務継続計画
（１）平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
（２）緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
（３）他施設及び地域との連携

第７章　その他

（身体的拘束等の禁止）
第２７条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとする。
2　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる通り必要な措置を講ずる。
（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３カ月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）身体的拘束等の適正化に関する指針を整備する。
（３）従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。それらの研修等を通じて、身体的拘束に関して意識の向上や知識・技術の向上に努める。

（高齢者虐待防止について）
第２８条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講ずる。
（１）虐待防止に関する責任者を選定し施設長とする。
（２）虐待防止のための対策を検討する委員会を３カ月に１回以上開催するとともに、

その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（３）虐待防止に関する指針を整備する。
（４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
（５）個別計画書の作成など適切な支援の実施に努める。
２　施設は、身体的拘束を行なわないことを前提とする。なお、緊急やむを得ない場合など、代替性がなく必要性が認められる際は、本人および家族等への説明のもと、早期解除を目指し必要最小限の範囲において行うものとする。
３　事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報する。

（研修）
第２９条　事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修機会を設けるものとし、従業者は積極的に研修に参加するとともにその伝達等により自己研鑽並びに事業所の水準向上を図るものとする。
２　事業所は、認知症介護における資質の向上のため、介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じるものとする。

（苦情等への対応）
第３０条　事業所は、介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。
２　事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
３　事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
４　事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

（個人情報の保護）
第３１条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
２　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者代理人の同意を得るものとする。

（記録の整備及び公表）
第３２条　事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備する。
２　事業所は、利用者に対する事業の提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（１）（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成
（２）提供した具体的なサービスの内容等の記録
（３）身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
（４）市町村への通知に係る記録
（５）苦情の内容等の記録
（６）事故の状況、及び事故に際して採った処置の記録
（７）運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等について記録するとともに公表する。
（８）当該事業の自己評価を行い、それを定期的に評価し、その結果を公表する。
（９）事業所において実施する事業の内容について、事業所内に文書で掲示し、インターネット上に開設する事業所のホームページ等において公開する。

（地域との連携）
第３３条　施設は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、山形市の職員又は施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という）を設置し、概ね三ヶ月に１回以上、運営推進会議を開催し、提供しているサービスの状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設けることとする。
２　施設は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動等との連携を図り、また協力を行う等、地域との相互交流を図ることに努めるものとする。

（自己評価と外部評価）
第３４条　事業所は、サービスの改善及び質の向上を目的とし、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととする。
２　自己評価結果及び外部評価結果は利用者及びその家族に対し手交もしくは送付するとともに公表する。

（掲示）
第３５条　事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。
（１）　自己評価及び外部評価結果
（２）　運営推進会議議事録
（３）　ハラスメントの防止に関する指針、防止対応マニュアル

（その他）
第３６　事業所は、適切な認知症共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

２　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿会と施設長及び管理者との協議に基づき定めるものとする。

（改正の手続き）

第３７　正当な理由及び社会的事情によりこの規程を改める必要が生じたときは、その内容を利用者、家族に説明するものとする。

附　　則

この規程は平成２３年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は平成２７年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は平成２９年２月１日から施行する。

附　　則

この規程は平成３０年８月１日から施行する。

附　　則

この規程は平成３１年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は令和元年１０月１日から施行する。

附　　則

この規程は令和元年１１月１日から施行する。

附　　則

この規程は令和２年９月１日から施行する。

附　　則

この規程は令和３年３月１日から施行する。

附　　則

この規程は令和３年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は令和６年４月１日から施行する。